

豊岡市庁舎等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市広告掲載要綱（平成19年豊岡市告示第238号）及び豊岡市広告掲載基準（平成19年豊岡市告示第239号）に基づき、豊岡市庁舎等（以下「市庁舎」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市庁舎に掲載する広告（以下「広告」という。）は、市の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告は、次に掲げるものに掲載する。

(1) エレベーター

(2) 施設壁面

(3) その他広告媒体として活用できる市庁舎の公共物等で市長が個別に定めるもの

2 広告物の規格、数量、位置及び掲載料は、別に市長が定める。

3 前項に定める掲載料には、豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例（平成17年豊岡市条例第64号）で定める使用料を含むものとする。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の順序は、申込みの受付順とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、当該広告媒体を所管する部署が個別に定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市のホームページ又は市広報等により行うものとする。

2 広告掲載枠に空きがないときは、募集を行わないものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、豊岡市庁舎等広告掲載申込書（様式第1号）に、広告の原稿及びその他必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合で特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができるものとする。

3 広告掲載の申込期限は、広告掲載を開始しようとする月の前月10日までとする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

(掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、豊岡市庁舎等広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告の維持管理は、広告主の責任及び負担により行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった日以降の期間について日割りで計算したものとし、円未満は切り捨てるものとする。

(広告等の変更)

第12条 申込者は、広告の内容を変更することができる。

2 申込者は、広告の内容を変更しようとする場合は、市長に対し、事前に豊岡市庁舎等掲載広告変更申込書(様式3号)を提出し、承認を得るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

